

平成 25 年 12 月 16 日

◎三石委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。(10 時 0 分開会)

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、なお、委員長報告の取りまとめについては 18 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承願います。

《労働委員会事務局》

◎三石委員長 最初に、労働委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎岡林労働委員会事務局長 12 月補正予算について説明させていただきます。

右肩②の議案説明書をお願いいたします。169 ページをお開きください。

今回の人件費の補正の主な理由といたしましては、ことし 7 月から実施をしております給与等の特例減額措置によるものでございます。その他の理由といたしましては、職員の人事異動等による増減によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《農業振興部》

◎三石委員長 次に、本来であれば商工労働部ですが、本日の総務委員会における総務部の平成 25 年度一般会計補正予算議案の審査に企業立地推進監が同席を求められているため、順番を入れかえ、まず農業振興部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎杉本農業振興部長 それでは、農業振興部の提出議案及び報告事項について説明します。

まず、当部にかかわります議案は、平成 25 年度高知県一般会計補正予算議案と条例議案 1 件及びその他議案 3 件でございます。

お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）をお願いいたします。87 ページになります。ここに農業振興部の補正予算総括表をお示ししてございます。左から 3 つ目の補正額の欄の最下段に書いてありますとおり、部全体で 9,117 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。内訳でございますが、各課の人件費の補正額の合算が 9,873 万 4,000 円の減額。人件費以外の補正が 755 万 9,000 円の増額となっております。

まず人件費につきましては、全ての課で補正をお願いしております。競馬対策課以外はいずれの課も減額となっております。主な理由は、今年 7 月から実施しております給与の特例減額措置によるものです。その他の増減の理由といたしましては、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものでございます。

次に、人件費以外の歳出予算の補正について御説明いたします。農地・担い手対策課につきましては、昨年度実施しました青年就農給付金事業、準備型でございますが、これにつきまして、研修の中止によって発生しました国への補助金返還に要する経費について増額をお願いするものでございます。また、環境農業推進課につきましては、来年 4 月に予定しております担い手育成センター（仮称）でございますが、これの一部スタートに向けた必要となる経費について増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明申し上げます。

続きまして、条例その他議案について説明いたします。

資料③高知県議会定例会議案（条例その他）の 19 ページをお願いいたします。第 11 号の「高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例議案」についてです。この議案は 17 ページから続いておりますが、当部に関連いたしますのは 19 ページの 6 条でございます。この条例は、地方税法の一部が改正されまして、延滞金の金利が引き下げられたことを考慮いたしまして、高知県獣医師修学資金貸与条例を一部改正いたしまして、延滞金等の割合の特例を設けるものでございます。

次に、今年 11 月末に解散いたしました財団法人高知県競馬施設公社に関する一連の議案について御説明いたします。同じ資料の 131 ページをお願いいたします。

第 41 号、「権利の放棄に関する議案」でございます。解散しました財団法人高知県競馬施設公社の債務につきましては、第 3 セクター等改革推進債を活用いたしまして、県と高知市が損失補償いたしました。この損失補償額と競馬場施設による代物弁済額との差額、17 億円余りについて発生する求償権につきまして、県と高知市が債権放棄をすることで清算を完了することとしているものでございます。

次に、同じ資料の 133 ページをごらんください。第 43 号「県有財産（建物等）の取得に関する議案」につきましては、今申し上げました、代物弁済により、県と高知市に移管

される競馬場施設の取得に関するものでございます。

136 ページをお願いいたします。

第 46 号「県有財産（建物等）の無償貸付けに関する議案」は、取得いたしました競馬場施設に関し、高知競馬への支援策として、従前と同じく高知県競馬組合に対して無償での貸し付けを行おうとするものでございます。

続きまして、報告事項について御説明いたします。報告事項は 1 件でございます。12 月 10 日未明に発生いたしました、突風等による農作物等の被害についてでございます。香南市を初め県内 9 市町村で被害が発生しており、被害の内容といたしましては、ハウスの倒壊、被覆フィルムの破損、また、花卉類、ニラ、ナスなどで作物の被害も出ております。これらの被害に対しましては、農業振興センターを中心に一日も早い営農再開に向けた支援を行っているところでございます。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等についてを添付しております。この間、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会は開催しておらず、今後の開催予定などを記載しておるところでございます。

総括説明は以上でございます。詳細につきましては、それぞれの課長から御説明申し上げます。

◎三石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈農地・担い手対策課〉

◎三石委員長 まず、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎伊佐農地・担い手対策課長 当課の平成 25 年度 12 月補正予算議案について御説明いたします。

資料②議案説明書（補正予算）の 89 ページをお願いいたします。

左端、科目の農地・担い手対策費の右端の説明欄にございます、国庫支出金精算返納金でございます。平成 24 年度に実施いたしました細目事業、新規就農総合対策事業費の中の青年就農給付金について、国への返納金 75 万円の補正をお願いするものでございます。青年就農給付金は、就農を目指し先進農家等で栽培技術や経営管理等を学ぶ研修生に対して給付金を給付し、新規就農者の確保・定着を図ることを目的とする国庫補助事業でございます。平成 24 年度は 28 人の研修生に対し給付を行うことができました。しかしながら、研修を行っていた 1 名の研修生から体力的に自信が持てないことなどを理由に就農をあきらめたい旨の申し出があり、就農形態の変更等の検討や協議を行いましたが、残念ながら最終的に研修を中止することとなりました。このことにより、既に給付しております半期分 75 万円について、本人の自主返納の申し出もございましたことから、国に返納するものでございます。

以上で、農地・担い手対策課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 先般の議会の答弁について部長にちょっと聞いてみたいのですが。今回も大きな農業政策、農業振興についての御議論がいろんな議員からもあったわけですが、その根幹にかかわる、TPPも、減反の5年後の廃止も含めて、それぞれ議論をやってきましたんですが、そんな中で、私が小水力発電の山田堰の問題を取り上げました。私もある程度部長の思いがわかっていたんですが、農業を活性化させて振興していく農業振興部長の答弁としては、それはないんじゃないかと思います。農業者側に、土地改良区のほうにいろんな思いがないからああいう答弁が出たんだと思います。山田堰も野中兼山から始まって営々とやってきております。今、反当2,700円ぐらい集めていますが、なかなかやりにくい。そんな中で南国市も300万円補助していますし、香美市も200万円補助しています。そんな中で、新しい制度ができたということでの取り組みになっていったわけです。ほかの県を見ましたら50%出してる県も大分あります。25%出しているのはほとんどです。そんな中で、私は県がああいう姿勢をとることは本当に思いもしなかった。この間の知事の答弁を聞いておりましたが、農業振興部長の答弁もそうですが、攻めの政策と守りの政策とやらないといけない、それは当たり前なこと。けれど、TPPにしても、その後の減反の廃止にしても、なかなか攻めのほうでどんどん行ける部分は少ない、守りばかりになっていくのを議会は心配してああいう質問が出るわけですが、それは県に対してでなしに、私たちが自民党、内閣に対しての思いが強いわけですので、その辺もわかっていただきたいのですが、本当に山田堰も苦勞をされてやっている中で、採算が合うからという答弁でしたが、私は、そんな感じがどこにあるのか、その辺がどうして出てきたのかがちょっとわからないですね。私は平成24年度で調査をしたわけですが、昨年に小水力発電を始めたのが、ほかの県を見ても12件ぐらいやっていますね。ことしは9件ですね。また来年に向けて各県が大きな調査をやろうとしています。愛媛県あたりは17件の小水力をやろうとしています。私が質問した中でも、国が50%、県が50%出しているような県まであるんですよ。25%は当たり前です。それへ市町村が見、土地改良区が見ている中で、今2,700円、それに各地域の土木がまた2,000円ぐらい反当で集めていますが、ほかの県へ行きますとゼロに近づけるような県まで出てきていますね。県外の安いところは1,700円ぐらい反当で集めていますよ。こういう小水力の事業をやることによって収量が上がったならば、それを落とすことができる。市町村の補助も要らなくすることができる。市議会でも300万円簡単に補助金を出すことを議論している。そんな中で部長のこの間の答弁を聞いたら、私は、県は何を考えているのかと思って聞いたわけです。前向きな答弁、思いがあるのか。小水力は知事の言う、この間も大分言うた中での政策、収入を上げていく、大規模化のほうだと思いますね、産業政策のほう。そんな中で収入を上げて、いろんな形で市町村の補助金も減らして、農家への負担も減らしてという形の努力をしているのに、ちょっと考え

られない答弁だと思いました。うちの橋詰市長も今、土地改良区の会長ですのでお願いにも行ったと思いますのでわかっていますけれど。やっぱり軸足が違うんじゃないか、農業者側に全然立ってないんじゃないかという思いがつくづくしました。これは、小水力のことだけじゃない、全農業政策にかかわることですので、そのことだけは私は部長に聞いておかないといけないと思います。

◎杉本農業振興部長 今、2つあったと思います。政府が12月10日に出しましたプランのことについて、これは攻めと守りがございます。それで、自民党の議員、ほかからも随分と今のプランというものが大規模農家に軸足があるんじゃないかと。そのことについて、我々、中山間地域を多く抱える県といたしましては、守りの部分がどうしても必要だろうということについては私も気持ちは一緒でございます。我々といたしましては、どういう部分が今のプランに十分盛り込まれていないのか。それにつきましては、執行部のほうでも当然意見を出しますし、また、委員の皆さんにも意見を言っていただきながら一つの成果としてまとめて、来年早々にも農林水産省にこういう視点で今後プランを展開してもらいたい。プランというものは、今、マスタープランになっています。来年の6月までにいろんな施策を展開したいという文言も書かれています。今後とも高知県みたいな中山間を多く抱えて園芸で生きている農業はどうしていくんだ。園芸だけではなくて、本県の農作物の中では米が一番の稼ぎ頭で、小さな田でやっています。そういうものを切り捨てることのない施策展開の方法があるんじゃないか。これは我々も汗をかいて施策展開していきたいと考えておるところです。

そして2点目、溝渕議員の本会議での質問については、私の言葉が十分足らずに御迷惑をおかけいたしました。ただ、県単の上乗せにつきましては我々も最新の補助の状況を全国に聞きました。そこでは9県で補助の制度があって、全部申し上げますと25%、15%、25%、10%、30%、1%、10%、5%、15%。そのような継ぎ足し制度が確かにございます。今、各県に問い合わせもしているところですが、我々といたしましては20年間で1億円の剰余金が出る。それは人件費であったり、土地改良区がお持ちの各種施設の修繕にも使える。そして今、土地改良区のほうで8,000万円ぐらいの修繕用の積立金もあるように伺っております。そして上乗せの方法について考えてみました。例えば、固定価格買取制度ができてから、それまで家庭用の太陽光発電については補助があったんですが、そういうのをやめた経緯もございます。そしてもう一つ、平成19年度の時代だったと思いますが、生産にかかる基盤整備については継ぎ足し補助を行っておりますが、その他の環境的なものについては継ぎ足しの県単補助は行っていません。そういうことがあって、ああいう答弁になってしまいましたが、確かに委員が御指摘のように、私の言葉がちょっと配慮を欠いていたんじゃないかということについては反省しなくていけないと思っています。今後もう少し時間がございますので、改良区の皆様方と御意見を交えながらこの方法につ

いては考えていきたいです。その時期につきましては、来年度の予算のこともありますので1月にならずになるべく年内には一度、実はまだ私は会長さんとお話を余りしていません。いろんな方から御意見をいただいておりますが、早急に改良区の方々と膝を交えて御意見を聞きながら今後の方策を考えていきたいと考えています。まことに申しわけございませんでした。

◎溝渕委員 最後ですが、野中兼山から始まって、水利をみんなで守ってきています。それが減反のことも含まれてか、この50年余で440ヘクタールぐらい減っているんです。そういう形で順に農地は減っていく。それを用水も含めてみんなで守っていかないといけない中で、いろんな努力をしていますので、やっぱり産業政策として収益を上げる、農家もそうですし、いろんな団体も組織もそちらの努力をしないと、みんながもらうだけの話ではいけませんので、土地改良区も115あるといわれますが、その中の最初に手を挙げたのが山田堰だと聞いていますので、やはりモデルで始めるわけですが、それもできないようだったら、ほかの県は順に今年も出てくるでしょう。小水力はなかなか希望が多いと聞いていますが、そんな中では、高知県は何もやらずにおくれている。愛媛県あたりが相当、ことし、来年あたりに向けてふえていくと思うんですけど。そのことによって、ほかの県は賦課金を下げたり、補助金を下げたりという努力までしているんです。やっぱりその思いは部長にもわかってほしいし、いろんな団体ともそうですし、いろんな地域でのこともそうですし、やっぱり基本はどこに重点を置いて考えるのか。何か役人として一般的に第三者的に見ての答弁に思えてならなかったもので、申し添えて今後の努力をお願いしたいと思います。

◎杉本農業振興部長 私も農業の振興、そして農家所得の向上には汗を流してきたつもりです。ただ継ぎ足し単独につきましては、先ほど申しましたような経緯がございまして、私の言葉足らずだったと反省しております。なお、高知県内の農業用の水を使って発電するところは、やはり水利権の問題がありまして、候補としてはそれほど多くはないと思いますが、今後、団体の方々と膝を交えながら話し合いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

◎横山委員 大きな、将来の農業をどうするかという話が、溝渕委員からあったんですが、そういう大きな問題と、新規就農者の事業ですが、将来の高知県の後継農業者という形の育成ですので、ここらあたり真剣に事業に取り組まないといけないと思う中で質問をさせていただくわけですが、今回1名の方が途中でやめられたというのは、どういう内容の仕事をしていた中で、どういう理由があって途中でリタイアされたのか、そこらあたりはどうなっていますか。

それともう一点、後、皆さんは続けて頑張ってくれているわけですが、その方々の今の状況と、それから将来的に高知県の担い手としてやっていただけるような形の取り組みと

なっているのかどうか、そこらあたりどうですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 個人の話でもございますので、少しオブラートに包んで御説明申し上げたいと思いますけれども、この方、昨年末から果樹と畜産の複合経営という形で就農計画、将来像を描かれまして研修に入られました。結局、果樹と畜産と合わせたことで、労働的に厳しいところがあるというのが御本人からございまして、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと経営形態を変えてみようかとか、地元の担い手協議会、これは、町村、あとJA、普及センター、農業委員会、いろいろ関係者が集まっての協議会でございまして、そこで何とか続けていく算段はないものかという協議は続けたんですけども、結局、御本人から、これでやっていくのは非常にしんどいと。ただ、一つ申しつけ加えたいのは、この方、実は今もその場で研修は続けていらっしゃいます。結局、この国の制度はいろいろな制約がございまして。研修した後はきちんと就農してください、独立・自営農業をやってくださいといういろんな縛りがある中で、そういう要素を守っていきたくて、ちょっときついということ。ただ、自分はそここの場で引き続き住んでいきたいということ、いろいろな協議を重ねまして、これで無理に続けて最終的に補助金返還ということよりは、今のうちに給付はやめて、もう既にいただいたものは一旦お返しして、少し負担を軽くしてそのまま地元で続けていきたいということでございまして。この件につきましては、こういう形でおやめになる、まして返還を求めるのはどうかと思いましたが、この給付金をいただくことがむしろ負担になるというお話もございまして、今回こういう形で整理させていただいたところでございまして。

◎横山委員 ほかの方は順調にいつているかどうかという話もあわせて質問したんですが、そこらあたりはどうですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 ことしは新規就農が263人ということで、昨年も221人だったのでしょうか。かつて100名前半でいたところが200人ということで非常に数がふえてきております。しかもそのうちの半数近くが、農業以外からの参入者ということで、そういう方の就農に関しましては非常に不安定な部分があるのは事実でございまして。現に昨年からおやめになった方は4名ほどいらっしゃいます。県といたしましても、せっかく農業をやりたいということでお入りになったわけですから、1人でもおやめにならないようにフォローさせていただいております。具体的に申し上げますと、普及員が現場でフォローさせていただいておりますし、新規就農者数の確認というのが一つの入り口でございまして。あわせて、今農業公社にも専任のスタッフを置いております。特に給付対象者を念頭に回っております。そういう形で1人でも離脱者を出さないように取り組みは続けてまいりたいと思っております。

◎横山委員 丁寧な説明、本当にありがとうございました。この事業を導入するに当たって、新規就農者というような、ある程度いろんなことについて協議の中で煮詰めておくこ

とも途中でのリタイアにつながらない状況を生み出す大切なことではなかろうかと思いたすので、十分と話をさせていただきたいと思いたすし、また、今回この事業を使う中で何百人も新規就農者、あるいは移住促進につながるわけです。それから農業とか漁業とか林業とかいうのは、若い後継者が大変少なくなるという中でのこの事業です。成功例をどんどんつくっていくことによって県外から来ていただく、あるいは地元の後継者等々がこの事業を使う中で農業の担い手として育っていくということでない、この事業の趣旨が生かされないと思いたすので、農業振興部いろいろ協議していただく中でこの事業を継続していく。そして農家の新規後継者がふえるという状況をぜひつくっていただくようにお願いたしたいと思いたす。

◎坂本（孝）委員 この間、南国市、香南市で突風がありましたよね。あれで本当に物すごい甚大なハウス被害があつて、ハウスのパイプがねじ曲がつて、使い物にならない状況になつてるわけですが、先ほど農業技術センターでも修復の支援をしていると言われましたが、今どのような支援をしておりますか。

◎杉本農業振興部長 後で報告事項がございますので。

◎坂本（孝）委員 じゃあ報告で。後でやります。

◎三石委員長 ほかに。

（な し）

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎三石委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 環境農業推進課の一般会計補正予算案について説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の91ページをお開きください。

今回、歳入では9款、国庫支出金の農業振興費補助金の協同農業普及事業交付金71万2,000円の減額補正は、国からの交付金が予定を下回つたことによるものでございます。

次の92ページをお開きください。

歳出5目の農業技術費の1、人件費につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので省略いたします。

続きまして、2、担い手育成施設整備事業費につきまして説明させていただきます。

この事業は四万十町にあります農業大学校研修課と環境保全型畑作振興センターの機能を見直しまして、新規就農者の育成とこうち新施設園芸システムなど、先進技術の修得に意欲的な農業者の育成を目的とする担い手育成施設を新たに整備するための事業でございます。今年度の新規就農者は過去最多の263人となりましたが、JA生産部会の調査結果などから見てまだまだ不足している状況にあります。就農希望者を受け入れている市町村や農家からは基礎的な技術を身につけて来てほしいと言つた声が聞かれますし、その一

方で、就農希望者からはどこで何をつくったらよいのか、あるいは農地や住居の確保が難しいとの声があります。このため、この施設では長期研修生の受け入れ枠を現在の 20 人から 40 人に拡大し、基礎的な技術を身につけさせるための研修を充実させるとともに、炭酸ガス施用などの先進技術、経営や流通に関する研修なども新たに加えようと考えております。また、市町村や J A などと連携して、作物や農地、住宅などの情報を集約し提供するなど、産地とのマッチングができる仕組みを強化することにしております。さらに、園芸農家の所得向上のためにはこうち新施設園芸システムなど、先進技術を各産地に早急に普及させることが必要ですので、普及に取り組む J A の営農指導員、県の普及指導員、意欲的な農業者に学んでもらえる仕組みづくりもあわせて強化したいと考えております。平成 26 年度には、まず新規就農者の研修部門をスタートさせる計画でございますので、今回の補正 680 万 9,000 円はそのための研修、実証ハウスに装備する炭酸ガス施用装置や日射比例自動灌水装置、ヒートポンプエアコンなどを購入するためのものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

なお、施設に隣接して整備する予定の次世代施設園芸団地について、概要を簡単に紹介させていただきます。この事業は国が攻めの農林水産業の展開を進めるため、平成 25 年度の補正予算から実施する事業で、目的はオランダ型の先進技術と大規模施設を整備することによって、多収穫生産とコスト削減、周年計画生産などを実現し、次世代の施設園芸のモデルとするものでございます。こうち新施設園芸システムの研究開発と普及に取り組んでおります本県にとって、この取り組みをスピードアップする絶好の機会ですので、予算要求の段階から、知事みずからが国に対して提言を行うなど事業獲得に向けて積極的に動いてきたところでございます。現在は約 4.5 ヘクタールの高軒高ハウスに有機栽培システムやハウス内の炭酸ガス濃度、温度、湿度などをコントロールする統合環境制御システム、木質バイオマスボイラー、集出荷施設、完全人工型の育苗施設などを装備した団地を建設する計画で、準備作業を進めているところでございます。今後のスケジュールでございますが、施設の本体工事の前に基盤整備が必要ですので、平成 26 年度に基盤整備、27 年度には施設を整備する計画でございます。

以上で環境農業推進課からの説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 本会議でも質問させていただきました、次世代施設園芸は本当に高知県にとって、これから大事な中心的な形になっていこうかと思えます。これを市町村、J A と連携してやっていく必要があるわけですが、今後、全県的にどのように広めていこうとしているのか。知事にも総合的なビジョンはお聞きいたしましたけれども、具体的にどういう展開を考えているのかお聞きしたいと思います。

◎美島環境農業推進課長 これは施設費もかなり高額でございます。リスクも伴いますの

で、まずはこの施設整備で成功事例つくろうということですがけれども、同時並行で、農地の確保とか、いろいろ技術的なところ、試験的なところの準備ができたところにつきましては、一般対策でもって並行して、できるだけ県下に勧めていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎三石委員長 ほかに。

（な し）

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎三石委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎長崎畜産振興課長 高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する等の条例議案について御説明いたします。議案説明書の④（条例その他）の資料の1ページをごらんください。一番下の議案でございます。

この条例は地方税法の一部が改正され、延滞金の利率が引き下げられたことを考慮しまして、「高知県税外収入金の延滞金徴収条例」など当課を含めて、7つの担当課が関係します7つの条例におきまして延滞金等の割合の特例を設けるものでございます。このうち、当課が所管しております、県庁に勤務する獣医師の確保を目的とする高知県獣医師修学資金貸与条例につきまして改正する必要性が生じたので、今議会にお諮りするところでございます。

まず、制度の概要につきまして簡単に御説明させていただきます。お手元にお配りしております商工農林水産委員会資料（議案関連説明資料）の1枚目をごらんください。この制度の設立の目的は先ほど御説明いたしましたし、(1)に記述しましたとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に(2)をごらんください。制度の内容について御説明いたします。この修学資金は、現在、大学で獣医学を学んでいる学生に月額10万円を最長で6年間、合計720万円を貸与するものです。貸与しました資金は県庁で獣医師として、貸与した期間の1.5倍の期間を継続して勤務すると返還の免除を受けられる制度でございます。今回の条例改正の趣旨につきましては、冒頭でも御説明いたしましたので省略いたしますが、延滞金といいますのは、この条例に規定されました正当な理由以外の理由、例えば、県庁に就職をしなかった、あるいは貸与者が自分の意思で大学を中退するなどして貸与を取り消さざるを得なくなった場合などに県が貸与した資金を返還していただかなくてはなりません。その返還の対象となる資金等が所定の期日までに返納が行われなかった場合には延滞利息が発生することになります。今回はその延滞利息の割合の特例を新たに設けるという改正内容となっております。

次に3をごらんください。現在の条例では延滞利息は14.5%と規定されていますが、特

例によりますと、租税特別措置法の規定によりまして告示された割合に1%を加えた特例基準割合が平成26年1月1日からは1.9%になることになっております。改正後の特例としましては、この1.9%に7.3%を加えた割合でございますので、条例改正後は9.2%になります。議案説明資料④の34ページから37ページに修学資金貸与条例の新旧対照表をお示ししております。なお、この条例の施行期日は地方税法と同じ平成26年1月1日です。あわせまして議案資料③（条例その他）の19ページにお示ししましたように、条例中の文言の修正も行っております。ちなみに、この修学資金貸与制度が発足しました平成4年度以降に返納遅延によります延滞利息の適用事例は1件もありません。

以上で畜産振興課からの説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎三石委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎小松競馬対策課長 これまで高知競馬場の施設を所有しておりました高知県競馬施設公社の解散に伴いまして、3つの議案を提出させていただいております。

議案といたしましては、③の高知県議会定例会議案（条例その他）の資料の131ページをおあけください。第41号議案、権利の放棄に関する議案でございます。次いで133ページ、43号、財産の取得に関する議案、そして136ページの第46号、県有財産の無償貸付けに関する議案でございます。それぞれが関連いたしますので資料に基づきまして一括して御説明いたします。

お手元にお配りしてございます農業振興部の（議案関連説明資料）の競馬対策課のインデックスがついてございます資料をおあけいただきたいと思います。財団法人高知県競馬施設公社の解散についての資料でございます。まず1に記載してございますとおり、高知県競馬施設公社につきましては第3セクター等改革推進債を活用して清算を行うこととしておりまして、予定どおり11月30日に解散をいたしました。解散に伴い清算すべき債務等につきましては2の表にしてございますけれども、3の債務処理、イメージ図にしたがって御説明いたします。

まず、右の上にAと書いてございます矢印がございまして、公社の金融機関からの借入金の残額は解散時点で24億6,000万円余りでございますが、まず、解散時に公社が現有しております基本財産などの現金資産から清算公告などに必要な事務費を残しまして885万円を弁済いたしました。残る債務24億5,000万円余りにつきましては、左の上のほうにございますけれども、金融機関等の損失補償契約に基づきまして、第3セクター等改革推進債を原資に県と高知市とで一括して弁済しております。これによりまして、これまで施設

建設にかかる借入金につきましては、公社が県と高知市との補助を受けまして償還してまいりましたが、今後は県と高知市とが地方債による借入金を直接償還していくことになってまいります。なお、起債の償還期間は10年でございます。このあとの処理が今回の議案に係るものでございます。金融機関と公社の間の清算は一括して弁済したことによりまして終了いたしました。損失補償を実施したことによりまして、県と高知市は競馬施設公社に対しまして損失補償額に相当する額の債権を有することとなります。このため、公社の資産であります競馬場の施設、評価額は7億3,000万円余りでございますが、これが県と高知市に代物で弁済されることとなります。第43号の財産取得議案は代物弁済される競馬場の施設を県と高知市が取得するためのものでございます。また、その下の矢印にございますが、施設による代物弁済を受けても、なお不足する債権が17億1,000万円余りございますが、これにつきましては、県と高知市が公社に対する求償権を放棄することによって清算を完了することとしておりまして、第41号の債権の放棄に関する議案はこのためのものでございます。最後に、第46号の県有財産の無償貸付けに関する議案は、県と高知市に移管されました競馬場の施設につきまして、引き続き、高知県競馬組合に無償で貸し付けを行おうとするものでございます。なお、競馬場の敷地につきましては高知競馬の支援策として平成15年に同様の無償貸し付けの議決をいただいております。これと並行して、これまで施設につきましては、競馬施設公社において高知県競馬組合に対して無償貸し付けをしてきたところでございまして、県・市に移管された後もこれを継続したいという内容のものでございます。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 このことについては重々私たちも県に対して御要望もしてきたんですけども、やっぱり県民に対して大変なお荷物になっているということがこのことで明らかになったと思うんですけども。一つ確認しておきたいのは、施設を県と市が所有することになったわけですね。利用するのは組合ですけども、これ以上負担をふやさないためにも、維持管理についてどのような話し合いをなさっているのか。基本的にはやはり組合のほうが全て負担するのが私は筋だと思うんですけども、それについてはどうですか。

◎小松競馬対策課長 これまで公社との貸し付け契約におきましても、公社は維持管理等、機能管理については負担しないという契約でございまして、従来から、例えば大きな馬場の改修でありますとか、そういう機能の管理につきましては競馬組合が全て負担する形でやっておりますので、これからも、そういう維持管理につきましては高知県競馬組合が行う形で考えております。

◎吉良委員 建てかえだとか、あるいは耐震がどんなになっているかわかりませんが、どれぐらいの期間、施設がもつと想定しているのか、そして、建てかえだとか補修を

含めて、今後どのように考えているのかお聞きしたいと思うんですけれども。

◎小松競馬対策課長 現状におきまして、耐用年数から見ましても大きな附帯につきましては15年から20年はもつだろうと考えております。馬場の整備とか修繕等につきましては、これまでもナイターへの移行等につきましては競馬組合が全て負担するという形でやってきておりますので、当面は競馬組合のほうがか全て賄うということによってやっていけるだろうと考えております。ただ、先ほど申しました15年、20年、どこまでもつかということをございますけれども、そうした際には、県、高知市と競馬組合が改めて協議する場が必要になってこようかと考えております。

◎吉良委員 それで、肝心の今の経営状態はどういう現状なんですか。

◎小松競馬対策課長 昨年の10月からJRAのIPATというインターネットのシステムで発売をしていただくことになりまして、ネットを中心に非常に売り上げが好調でございます。今年度につきましては高知競馬の馬券の売り上げを当初82億円、他の競馬場の売り上げを39億円ということで事業をスタートしておりますが、計画82億円に対しまして、今年度はまず間違いなく100億円を超えるだろうという状況になっておりまして、高知競馬としては非常に好調でございます。ただ、他の競馬場と比べまして昨年度100億円を超してないのは福山競馬と高知競馬のみですので、売り上げ規模としては地方競馬の中ではまだ一番小さいということもございますけれども、毎年10億円ずつ売り上げを伸ばしてきておりまして、ことしは恐らく20億円は伸びるだろうという状況でございますので、そこらあたりの維持・修繕等に係る経費も財源としては何とかなる状況にはなってきております。

◎吉良委員 ということは赤字を脱している。ということは、微々たるものであっても一般会計に繰り入れする状況になっているということですか。

◎小松競馬対策課長 そのあたりにつきましては先ほど申し上げましたとおり、昨年度、同じぐらいの額の福山競馬は廃止になったというところがございます。経費を切り詰めるだけ切り詰めて、何とかやってきたということがございますので、当面の間は出てきた財源につきましては競馬場施設の改修でありますとか、圧縮してきた経費にある程度回していきまないと、活力ある本当の意味での再生につながってまいりません。もちろん競馬法の趣旨からいまして財政への寄与というのは非常に重要なことですので、それができるような状況に向けて、今頑張っておるということで御理解いただきたいと思っております。

◎横山委員 競馬組合の皆さん方が大変努力された結果、今、本当に売り上げが伸びているという形になっておりますので、これをぜひひとつ続けていただきたいと思うわけです。それで今回の3つの議案で競馬組合が公設民営といった形でこれから運営をしていくわけです。それで平成25年度もかなり利益が出ると思いますが、将来的にも利益が出てくれる

形の状況をつくって、努力をされていくのではないかと思います。今、経営が好転した状況ですので、競馬組合がある程度利益を担保していく中で将来的に備えるということも、思いを述べていただきたいと思います。利益を財政調整基金、また維持管理という形の将来的な計画はどうなっていますか。

◎小松競馬対策課長 先ほど財政調整基金の話が出てまいりました。これまで財政調整基金をとにかく少しでも積みたいという思いでやってまいりました。現在1億6,000万円ほどの財政調整基金を積んでございます。今後、どこまで財政調整基金を積んで、例えば施設の改修等も含めて準備していくかというのが議論になってこようかと思っております。そこあたりは運営協議会等を通じて、議論を深めていきたいと考えております。

◎横山委員 1点お願いがあるんですが、競馬組合は非常にイメージが暗いと私自身が初めて行ったときに受けたんですけど、非常に外観と施設等が暗い。やっぱりあそこは県民の娯楽の場としての役割も考えてやっていかないと、何のために県がそういう中で出資しているか、あるいは補助を出しているのかということになろうかと思っておりますので、ぜひ今の機会を捉えて、ある程度資金的に楽になっているかなと思っておりますので、将来的にやっぱり子供連れでいつでも来られるような競馬場という形にしていきたいですが、そこあたりの思いはどうですか。

◎小松競馬対策課長 12月に競馬組合議会も準備してございますけど、その中で売り上げの増額に伴う補正を考えております。委員がおっしゃるように、ことしもやっとうォシュレットを2基入れることができっておりますが、その予算等も増額して、トイレの改修でありますとか、あるいは、剥げて落ちているペンキの塗りかえということに関しても提案をさせていただいて、ぜひともやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、農業振興部から1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

「平成25年12月10日未明に発生した突風等による被害状況及び対応について」、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 12月10日未明に発生いたしました突風及び竜巻による被害状況と対策について、御説明させていただきます。

まず、被害状況についてでございます。このたびの被害は香南市や安芸市、南国市を中心に、土佐清水市や室戸市など、広域で発生し、施設や作物に大きな被害が発生いたしました。被害面積、被害金額につきましては、下の表にお示ししてございますけれども、施

設では 26.32 ヘクタールが被害を受け、被害金額は施設本体や附帯施設、被覆資材を含め、1億8,029万8,000円となっております。また、作物被害は、ニラやナス、ピーマンなど5.04ヘクタールで被害を受け、被害金額は9,192万円となっております。施設と作物を含めた合計では、被害面積が31.36ヘクタール、被害金額は2億7,221万8,000円という甚大なものとなりました。

次に、災害後の支援制度などについて御説明いたします。営農再開に向けましたハウスの復旧につきましては、産地・流通支援課で所管しておりますレンタルハウス整備事業の災害復旧区分を活用して支援してまいります。現在、市町村、農協とともに被災された皆様に制度の説明を行い、事業要望の把握に努めているところでございます。

農業災害補償制度につきましては、風水害などの自然災害等によりまして施設園芸などに被害が発生した場合、共済金を支払う公的保険制度でございます。今回の突風被害につきましては、現在、制度に加入している農家から、園芸施設や住宅の被害報告を受け、農業共済組合のほうで調査しておるところでございます。被害の状況や加入条件に応じまして、1月下旬ごろには共済金が支払われる見込みでございます。

災害時に利用できる農業制度資金等でございますけれども、ハウスの復旧などに利用できる制度資金といたしましては、農協などの民間金融機関が貸し付ける農業近代化資金がございます。なお、この資金には県が1.25%の利子補給を行っております。

また、災害を受けた農業者が経営再建のために必要とする長期の運転資金につきましては、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金がございます。被災された農業者が制度資金を借り入れる場合には、その借入利息を軽減するため、市町村が行う利子補給に対して県が補助する農林業災害対策資金がございます。この上乗せの利子補給によりまして、農業者が負担する借入利率を0.5%まで軽減することができます。

最後に、営農再開に向けた経営、技術指導についてでございます。これは農業振興センターが中心になって行っておりますけれども、まずは被災農家の営農再開に向けまして、レンタルハウス等の補助金や公庫等の融資を活用した経営再建計画を関係機関と連携して支援してまいります。また、営農再開後の栽培指導、特に被災された新規就農者への栽培指導を強化いたしまして、一刻も早くもとの営農ができるよう支援してまいります。

以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 被害で一番大きい作物ということでニラですね。聞くところによると、人手不足も資材不足もあって、来年の収穫に向けてニラ農家の方々がきちんと整備できるかどうかと言われているんですけども、具体的に瓦れきを撤去したり、新しい整備にかかることについて、どのように捉えていますか。実際問題として、来年に向けて、この作物がいつ時点から復興できる環境になるかということもお聞きしたいですけれども。

◎美島環境農業推進課長 一昨日、香南市の現地に行ってみましたが、各生産部会で撤去作業なんかは人手を出して、今、いろいろやっておるようでございます。このレンタルハウス整備事業等、支援制度を活用した再開になると思いますので、その部分は担当課のほうから御説明させていただきたいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 お話のありましたようにハウスにかかります災害復旧につきましては、資料にもございますように、補助率が県3分の1、市町村も6分の1以上出すということで、施設整備の支援を行うようにしています。ただ、吉良委員からもお話がありましたように、資材の関係等が業者のほうも潤沢にはないという情報も入っております。被災された方の営農再開に向けた意向、また、そのスケジュールを振興センター、また我々も現場の状況をよく踏まえまして、事業執行が円滑にできるように取り組みを進めているところでございます。

◎吉良委員 それは年度を越した場合はどうなるんですか。繰り越しということで、事業はできるわけですか。なかなか業者もいないということですが。

◎西本産地・流通支援課長 レンタルハウス整備事業につきましては、従来繰り越しという手続はとっておりませんでした。緊急の対応でございますので、財政サイドともそういったお話をしていく方向になっております。また、業者の対応につきましても、お話しましたように、年度内につきましてはなかなか厳しい状況がありますが、4月以降については、もっと体制が整うというお話もあります。そういったもろもろの状況を踏まえて、お話しましたように、被災された方、また関係の市町村、農協と打ち合わせをしながら、こういったタイミングでどういう支援が効率的で御本人の納得のいく形になるのか、また不公平感のない形になるのか、そういったことを調整してまいるということでございます。

◎吉良委員 それはよかったです。梅雨の時期までにはきちんと整備しなくては、ちょっと間に合わないだろうということがありますので、ぜひ繰り越しもして早期に復興できるようにお願いしておきたいと思います。

それから、瓦れきの撤去には補助とかないですか。全て自分でやらないといけないですか。その建設についてはなくて、撤去そのものについてはどうですか。

◎美島環境農業推進課長 共済制度の中に後片づけというものがあるようでございます。これにつきましては、担当課のほうから御説明させていただきます。

◎村田協同組合指導課長 農業共済制度に加入しておる方で被災の状況にもよりますが、50%以上被災されておる方には共済金が支払われます。

◎吉良委員 組合に入っていないとこれも自己責任でやるしかないですか。こういう突発的な激甚ですので何か手はないですか。

◎村田協同組合指導課長 共済制度へは9割方が加入されておりますので、ひょっと加入されていない方が一部おいでるかもしれませんが、共済制度ではそれ以上のことはできない

という状況でございます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎三石委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案と報告事項について御説明いたします。

まず、一般会計の補正予算議案について御説明いたします。議案説明資料②の100ページ、補正予算の総括表をごらんください。総額で9,500万円余りの歳出予算の減額補正をお願いするものでございます。この内容といたしましては、全て人件費でございますので、私から一括して御説明申し上げます。

人件費補正の主な理由といたしましては、今年7月から実施しております給与等の特例減額措置によるものでございます。その他の増減の理由といたしましては、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものでございます。

104ページをお願いいたします。

こちらには繰越明許費明細書がございますが、このとおり、林道事業、治山事業におけます繰越明許費の追加をお願いしております。

次に、条例その他議案でございます。議案書の③の52ページをお願いいたします。

第20号高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例は、環境影響評価法が一部改正されたことを考慮し必要な改正をしようとするものでございます。

このほか、報告事項が3件ございます。1件目は、高知おおとよ製材株式会社の稼働状況と、先月発生いたしました労働災害について御報告させていただきます。2件目は、こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況について御報告させていただきます。3件目は、土佐電気鉄道株式会社に関連する予算について、凍結中となっております事業を土佐電鉄株式会社以外で執行させていただくことで解除をお願いするものでございます。

また、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料の最後に一覧表をおつけしております。

以上、総括的な御説明をいたしましたけれども、詳細は担当課長のほうから御説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈治山林道課〉

◎三石委員長 まず、治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長 それでは、治山林道課の補正予算の説明をさせていただきます。議案説明書②の104ページで御説明させていただきます。治山林道工事の繰越明許費の追加をお願いするものです。治山事業で14路線24カ所、また、治山費では当初予算分に加え、当年度災害に対処する緊急治山工事など、合わせて53件の繰り越しをお願いするものです。用地や補償費の地元調整、また工法検討、あるいは災害の発生など、計画調整に日時を要したことが主な理由でございます。現在、平成24年度の経済対策補正予算で実施しています箇所に向けて取り組んでいます。25年度当初予算の施工箇所もその後を引き続き実施するものが多くございます。繰り越しをお願いします箇所はこれからの発注となります。繰越制度の活用により、次年度にまたがる適正な工期を設定し、実情に合った入札条件とするためのものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、当課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎三石委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎小松環境共生課長 環境共生課から提案させていただいております議案について御説明させていただきます。平成25年12月高知県議会定例会議案説明書④(条例その他)の4ページをごらんください。高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例は環境影響評価法が一部改正されましたことに対応いたしまして、県の条例についても必要な改正をしようとするものでございます。

では、補足説明資料、環境共生課の赤のインデックスがついております資料の1ページをごらんください。環境影響評価制度、環境アセスメントとも称しますが、これは大規模な事業を実施しようとするときに、事業者みずから、あらかじめ実施する事業が環境にどのような影響を及ぼすかを調査・予測・評価いたしまして、その結果を公表し住民の方々の意見を聞きながら、環境保全について適正な配慮をするための制度でございます。国が定めております環境影響評価法の施行から10年を迎えまして、これまで法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化に対応するため、法が改正されましたことから、その改正部分を条例に反映させようとするものでございます。

改正内容に入ります前に、簡単に用語について説明させていただきます。まず、方法書といいますが、環境影響評価の方法を決めるに当たり、地方公共団体や一般の方々などの意見を聞くために事業者が作成する文書のことでございます。準備書といいますが、

調査・予測・評価、環境保全対策の検討を実施した結果等を示しまして、環境の保全に関する事業者みずからの考え方を取りまとめた文書のこととございます。最後に、評価書といたすのは、準備書について地方公共団体や一般から述べられた意見等を踏まえ、記載事項について再検討を加え、必要に応じて見直した上で、準備書に対し述べられた意見とそれらに対する事業者の見解を準備書の記載事項に追加して記載した文書のことです。この評価書が確定して公告された後でないと事業者は事業を実施できない仕組みになっております。

では、改正内容について御説明いたします。まず1つ目は方法書の要約書の作成と方法書説明会開催の義務化であります。環境影響評価手続の最初の段階が方法書でございますが、実態といたしまして、分量が多く、内容も専門的で一般的に理解することが難しい面がありましたので、平易な表現による要約書を作成すること。これにあわせまして、住民説明会を開催することを義務化することといたしました。2つ目は電子縦覧の義務化であります。社会の中で電子化が進展されましたことを踏まえ、事業者は方法書・準備書・評価書についてインターネット等による公表を義務化することといたしました。3つ目に対象事業に風力発電事業を追加し、施行規則の改正をすることといたしました。近年、風力発電所の規模が大型化傾向にありまして、環境への影響のおそれがあることから、これまで条例の対象ではありませんでしたけれども、新たに追加することといたしました。

次に、法と条例の関係につきまして説明させていただきます。2ページをごらんください。表の左端の欄が対象になる事業の種類でございます。その右2列に法アセスの対象規模、さらにその右2列に条例アセスの対象規模をそれぞれ記載してございます。この表で第1種事業と申しますのは、必ずアセスの手続をしなければいけない事業でございます。第2種事業といたすのは、第1種事業に準ずる規模で手続が必要かどうかを調査の上、判定する事業でございます。左端の欄の網かけの部分は、高知県独自の対象事業でございます。法第1種事業と条例第1種事業の規模が同じものにつきましては、法に基づいて手続をすることになります。また、法の第2種事業でアセス不要と判定されたときにも条例の第2種事業に該当する場合には、条例に基づき手続をすることになります。表の下にアセスの手続の流れを簡単に記載してございますので、参考にごらんいただければと思います。

そのほか、文字表記等に関する改正もあわせて行うこととしてございます。

最後に施行日でございますが、平成26年4月1日から施行することとしております。改正条例が適切な運用により、各種事業と環境保全の両立を図ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、林業振興・環境部から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

「高知おおとよ製材株式会社の状況について」、木材産業課の説明を求めます。

◎春山木材産業課長 「高知おおとよ製材株式会社の状況について」、御報告いたします。先月、11月12日、高知おおとよ製材におきまして、男性職員が製材機械に挟まれ死亡するという、大変残念な事故が発生いたしました。委員の皆様方には御心配をおかけしております。

詳細につきまして、報告事項の中で御説明いたします。右肩上の青いインデックスに林業振興・環境部と書いています平成25年12月定例会（報告事項）の資料の1ページをお願いいたします。

まず、高知おおとよ製材の稼働状況でございますが、今年8月下旬に操業を開始し、初年度の原木加工量につきましては、年間ベースで5万立方メートル、1月当たりにはしますと約4,000立方メートルを目標に加工に取り組んでおります。月当たりの目標加工量4,000立方メートルに対しまして、9月は約42%、10月は約66%、11月は約35%の実績となっております。操業当初は、製材機械の調整とか、作業員のトレーニングを兼ねて、多種類の製品を製造したことなどから稼働率が低い状況でございました。目標に向けて、徐々に加工ペースを上げていく計画でございましたが、11月に工場内で労働災害が発生いたしまして、安全総点検や再発防止策などで、約1週間運転を停止した影響もあり、加工量が著しく落ちている状況でございます。現在、作業員に対しまして、安全作業の徹底など、安全教育の強化に取り組みながら、安全作業を第一に徐々に加工ペースを上げていき、来年1月ごろには目標とする加工量に達する見込みであると聞いております。また、製材品の販売につきましては、銘建工業の販売チャンネルも活用しまして、10月下旬から関東の商社、中部地域のプレカット会社などとの取引が既に始まっており、そのほか、大手の木材流通企業からの取引の話があり、販売交渉を進めていると伺っております。

次に、雇用の状況でございますが、操業開始時は雇用者24名でスタートしております。その後、追加募集を行い、11月末では雇用者33名と銘建工業からの出向者など8名、合わせて41名体制となっております。雇用者のうち27名が嶺北地域の方々であり、地元の大きな雇用の場となっております。なお、3年後、2シフト体制で年間10万立方メートルの原木を加工する時点では、60名体制で工場を運営する計画となっております。

次に、11月12日に発生しました労働災害とその後の安全対策の実施状況について御説明いたします。次の2ページをお開きください。工場のレイアウトと災害が発生しました

製材機械の写真を載せております。被災者は配置図の中ほどにある製材工場棟で製材機械に異常がないかなどの監視業務を担当しておりましたが、原木を加工する過程で発生する端材、背板等なんですけども、チップ加工機へ運ぶベルトコンベヤー、ちょうど丸印のところでございます。その下部にあるローラーに右腕を巻き込まれた状態で、機械の異常に気づいた他の職員により、午前9時ごろ発見されております。挟まれた箇所は写真の中央部に少し大き目のローラーがありますけれども、そのローラーの右上の部分でございます。被災者は意識不明で機械に挟まれた状態であったために、駆けつけた職員全員でこの機械を分解いたしまして救出して、直ちに救急車で病院に搬送し治療を行っておりましたが、残念ながら、翌朝5時ごろ亡くなくなりました。なお、この災害につきましては、労働基準監督署、警察の調査は現在も継続中でございます。

前のページに戻っていただきたいですけれども、高知おおよそ製材では、事故発生直後から工場の運転を停止しまして、翌13日には、工場長を本部長とする緊急安全対策本部を設置いたしまして、全職員が事故現場を含めて、工場敷地内の全ての箇所の安全総点検を行い、危険因子を洗い出して、どんなときに事故が想定され、どのような対策をとれば軽減できるかといったことなどについて検討し、改善策を立てて実行するといった対応を行っております。例えば、被災者が巻き込まれたベルトコンベヤーのローラー部分、事故当時、片側にカバーをつけているといった状況でございましたが、写真でもありますように、ローラーを覆うカバーを両サイドに取り付け、また工場内の他の場所についても同じような処置を行っております。それとか、階段のステップなどで滑る場合も想定いたしまして、滑りどめのテープを張るといった処置とか、危険な箇所へのチェーンの増設、それに、改めてでございますけども、トラブルを発見・処理するときには、機械をとめて行うといった基本的な作業手順の徹底、安全衛生教育の実施などを行い、本部メンバー全員が確認をして了解した上で、最後に、本部長である工場長が現場を確認して、11月20日に運転が再開をされております。また、緊急安全対策本部にかえて、新たに、労働安全委員会を設置いたしまして、安全対策の強化、労働災害の再発防止対策に万全を期していくこととしております。

以上で、木材産業課の報告を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 この事故が起こった翌日に緊急安全対策ということで、職員皆で危険箇所を点検して回ったということでございますが、危険箇所として約84カ所が見つかったということでございますが、その対策としては全て改善されたということですか。

◎春山木材産業課長 危険箇所といいますか、最悪の場合、危険が想定される箇所をたくさん見つけ出し、洗い出しをし、そこに対してできるものはすぐに対応したということで、ただすぐに対応できない部分については、例えば、そこを通らなくて迂回することを徹底

しながら対応しているということで、それらについても、現在、業者に発注して、その安全対策を進めているといった状況でございます。

◎川井委員 現在、それは全て実施されたわけではないですよ。例えば、異常が発生して、緊急的に通常立ち入ることのないような機械の上部へ上がっていくとか、あるいは、修理のために機械の、人が通らなくてもいいところを通らないといけないということが発生した場合、足場なり、あるいは、機械の上層部に行く場合に転落防止のためのセーフティネットとかも検討されたと聞いておるんですが、そのようなものはもう既に設置されているんですか。

◎春山木材産業課長 御指摘のとおり、通常の稼働時には問題がない場所でもトラブル解消のための修理作業は想定されますので、そういうところには足場を設置するというので、今、その工事について発注をしていると伺っております。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、「こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況について」、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎塚本新エネルギー推進課長 報告事項といたしまして、「こうち型地域還流再エネ事業スキームの進捗状況について」、御報告いたします。お手元の商工農林水産委員会資料、報告事項の赤いインデックス、新エネルギー推進課をお開きください。まず、事業の実施状況について御説明させていただきます。現在、安芸市、土佐町、佐川町、黒潮町、日高村、土佐清水市の6市町村において、合計約10メガワットの太陽光発電事業を進めているところです。

まず、第一弾となる安芸市での事業につきましては、今年5月2日に安芸市及び荒川電工グループとの間で3者協定を締結し、出力規模約4.5メガワット、総事業費約13億7,000万円の計画で、去る12月3日に発電事業会社の発起人会を開催し、会社の基本事項を決定したところです。今後、設立登記の準備を進め、12月24日に設立総会を開催する予定としております。

次に、土佐町での事業につきましては、9月17日に土佐町及び高知クリエイトグループとの間で3者協定を締結し、出力規模約1.2メガワット、総事業費約4億2,000万円の計画で、現在、平成26年2月ごろの会社設立に向けて準備を進めているところでございます。

また、佐川町での事業につきましては10月25日に日興電設グループと、黒潮町での事業につきましては今月2日に福留開発株式会社と、日高村での事業につきましては今月5日に荒川電工グループとの間でそれぞれ3者協定を締結したところでございます。現在、

年内の会社設立に向けて準備を進めているところです。

最後に、土佐清水市の事業につきましては、出力規模約1メガワットの想定で、現在、パートナー事業者を選定するプロポーザル公募を実施しているところで、今月19日に審査委員会を開催し、パートナー事業者を選定する予定としております。

次のページをお開きください。こちらに、先ほど御説明をいたしました、現在取り組んでおります6カ所の位置図と想定規模をお示ししております。

なお、9月議会の時点では調整中でしたが土佐清水市につきましては、足摺岬中学校跡と太田残土処分場の2カ所で実施することとしております。年明けに3者協定を予定しております土佐清水市も含めまして、それぞれの事業化につきましては、固定価格買取制度における平成25年度の買取価格の適用に向け、スピード感を持って着実に取り組みを進めてまいります。以上で説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 土佐清水市のパートナーがまだ決まっていない状況で、たしかあれば今月中に申し込みをしてないと27円の買い取りにならないと聞いていますが、時間的に間に合いますか。

◎塚本新エネルギー推進課長 土佐清水市につきましては、年度の途中で市から要望があったということで、少し作業がおくれておりますが、今月中にパートナー事業者が決まりまして、今年度の固定価格買取制度の適用につきましては3月31日までに設備認定、そして、電力会社との系統接続の契約が整えば、適用になるということでございます。まだ3カ月ございますので、この間スピードを上げて取り組めば、何とか今年度ということになると考えておるところでございます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、「土電関連予算について」、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 それでは、環境対策課の予算凍結の解除について御報告をいたします。

林業振興・環境部の報告事項の5ページになります。環境対策課と赤いラベルで書いておりますけれど、そこをお開きください。土佐電気鉄道株式会社に関連するH25予算の状況に関する資料の4、凍結中の事業の一番下、林業振興・環境部の行をごらんいただければと思います。電車広告として7万円が当課の該当分になっております。これは清潔で美しい高知県をつくる条例に基づきまして、春の観光シーズンを控え、観光開きが行われる時期であります2月を県民一斉美化月間と定めておりまして、その取り組みに対する啓発を行っているものです。毎年県民の皆様目に広く触れるよう、バス・電車の車両内へポスターを掲示する予算を計上しておりました。人口の集中する市内中心部におけます公共交通機関を利用することによる集中的な啓発の効果をねらい、高知県交通株式会社とあわ

せて、土佐電気鉄道株式会社の交通機関を想定していたため凍結となっております。凍結している予算の取り扱いにつきましては、土佐電気鉄道株式会社が、今回の問題に真摯に向き合い、課題の解決に向けてコーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの整備・確立に取り組み、今後の再発防止に向けて努力されていることを一定評価しつつも、県議会において御議論をいただいていることも含めまして、慎重に状況を見ていく必要があると考えております。このため、現状では県民一斉美化月間でありまして2月に時間的に間に合わないことから、当初予定しておりました高知県交通株式会社と土佐電気鉄道株式会社の2社による社内広告を、高知県交通株式会社1社のバスに振りかえて啓発を実施したいと考えておまして、本日の委員会に凍結の解除をお諮りするものでございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、報告のありました土佐電鉄の関連する事業予算の執行凍結を解除することにつきまして、何か御意見がありましたらどうぞ。

(なし)

◎三石委員長 ここでお諮りします。当委員会としましては、当該事業につきまして、予算執行の凍結解除を妥当とする意見であることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時47分～12時59分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。森田委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡がっております。

《水産振興部》

◎三石委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎東水産振興部長 水産振興部が提出しております議案につきまして、総括的な説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、右肩②平成25年12月高知県議会定例会議案説明書

(補正予算)の108ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いいたしたいと思います。今回、補正をお願いしておりますものは全て人件費に係る補正でございます、部全体で1,531万2,000円の減額をお願いしております。補正の主な理由といたしましては、本年7月から実施しております給与等の特例減額措置によるものでございますが、そのほかの増、あるいは減の理由といたしましては、人員の増、また職員の新陳代謝、共済負担金率の変更等によるものとなっております。

続きまして、114ページをお開きください。

漁港漁場課の繰越明許費明細書をごらんいただきたいと思います。お示ししております広域水産物供給基盤整備事業につきましては、計画調整に日時を要しましたために来年度への繰越額の増額をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、私からの総括説明は以上でございます。詳細につきましては漁港漁場課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈漁港漁場課〉

◎吉本漁港漁場課長 漁港漁場課の繰越明許費について説明させていただきます。

議案説明書114ページをお願いします。

今回は、9月議会で御承認いただきました広域水産物供給基盤整備事業におきまして、新たに2地区を追加させていただいております。追加する2地区は、佐賀漁港と清水漁港でございます。来る南海トラフ地震に備えまして、復興・復旧の拠点漁港として機能を発揮できるよう、岸壁の耐震強化を図る工事でございます。既存の岸壁を補強、改良するもので、その工事に当たりまして、岸壁を使用しながらの工事となるため、漁協関係者など関係機関との施工時期や期間などの調整に不測の日数を要したことによる繰り越しでございます。

以上、簡単でございますが、漁港漁場課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 将来の南海トラフ地震に備えるため、今、農業の燃油施設、燃料タンク等々についてはかなり前向きに取り組みをされていると思うんですが、漁業施設もやっぱり倒壊、火災というのは、東日本大震災で非常に重要な位置を占めて、今後、施設等々について改善しなければならないという思いを持っているんですが、県下の漁港の燃料タンク等々について、どんな状況なのか。それから、どういう形で整備を進めていくのかということについて、部長にまずお尋ねいたします。

◎東水産振興部長 平成24年度の当初予算で県下の漁港にございます燃油タンクについての実態調査をお願いして、24年度の補正予算でその対策工事等の検討の委託料の補正をお願いして取り組みを進めてきたところでございます。それで、実態調査で津波等によっ

て流されたり壊されたりする危険性の高い屋外燃油タンクが県下に 34 基あるということ
を把握しておりまして、それに対する対策工事も検討しておったわけですが、対
策工事については思いのほか重装備をしないといけないという実態がわかりまして、それ
を踏まえて、私どもといたしましては、各漁港に置いておる燃油タンクの実態から、一定
期間 20 キロリットル以上の使用実態があり設置する必要があるものについては地下化し
ていく。20 キロリットル以下のものについては基本的には撤去して、タンクローリー等で
給油をしていくという基本的な考え方のもとに、今年度、いろいろ各漁業関係者、市町村
との話を進めてきたところでございます。来年度につきましては、下ノ加江と佐賀に現在
設置している 4 基の 20 キロリットルを超えるものを撤去して、そのうち撤去と同時に地下
化をしないといろいろ利用上不便があると考えられる下ノ加江について、そういう地下化
を図っていくという考え方のもとに見積もり等をさせていただいております。それから 20
キロリットル以下で県が所管をしております漁港でとりあえず、今、話を進めているところ
でございますけれど、5カ所程度を撤去して、タンクローリーで給油するための防油施
設の整備が要りますので、そういったものについて予算要求というか、現在、来年度に向
けて財政当局等と話し合いをしているところでございます。

◎横山委員 燃料タンクはいろいろ課題もあろうと思うんですが、できるだけ早目に整備
をお願いしたいと思います。

それで議案に戻りますが、1 億 500 万円ぐらい繰り越しという形になったわけですが、
補正の部分については年度内にやらないといけませんので、それは恐らく消化しておる計
画じゃなかろうかと思うんですが。平成 25 年度予算についても地震対策で組んでいるわけ
ですが、25 年度が繰り越されるわけですので、26 年度の事業等々に影響が出てくるんじ
ゃなかろうかという危惧も持つわけですが、これに限らず、県全体の港湾と耐震対策で結構
ですので、そこらあたりどう考えられて、どう進められておりますか。

◎吉本漁港漁場課長 おっしゃられるように繰り越ししましたら、どうしても繰越事業を
優先的に執行しますので、現年予算が後回しになることはございます。今年度につきまし
ても、昨年度の大型補正がことしの 3 月にございましたので、10 億円程度とっており、現
年予算の執行がおくれている状況はございます。しかし、繰り越しして 4 月、5 月に事業
をやっていくことは仕事がない期間が少なくなるということで地元の業者にとってもいい
こととございます。通年事業の執行をやっていきますので、早期の執行に努めていきたく
と考えてございます。これによって来年度以降はおくれることはないと思います。

◎横山委員 土木部が通年に仕事するよういろいろ努力されておることですので、水産振
興部も同じとは思いますが、実際のところは 1 年間おくれているんです。単年度で 2
つの事業を消化しなければならないので、繰り越すことも大切なこともあるかもわかりま
せんが、できるだけ単年度で消化した中で事業をスムーズにすることも頭の中に入れてお

かないといけないんじゃないかならうかと思うんですが、どうです課長。

◎吉本漁港漁場課長 そのとおりでございます。単年度予算の観点から、当然、事業は早く執行して、事業効果を発現させることは大事だと考えてございます。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《商工労働部》

◎三石委員長 次に、商工労働部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎原田商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案と報告事項につきまして、その概要を御説明いたします。

初めに補正予算でございますが、資料②の 75 ページをお願い申し上げます。

商工労働部の補正予算総括表でございますが、補正額の欄、5,931 万円の減額となっております。全て人件費でございますが、私のほうから一括して御説明いたします。今回の減額の主な理由でございますけれども、今年 7 月から実施しております給与等の特例減額措置と職員の異動によるものでございます。

人件費以外の補正予算でございますが、82 ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。高知市布師田にございます地域職業訓練センターの管理運営委託料に関する債務負担行為でございます。

引き続き②の 187 ページでございます。

特別会計でございますけれども、現在開発中でございますが、高知一宮団地に係る用地取得費と用地測量費の補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させていただきます。

次に、条例その他議案についてでございますが、資料③の 127 ページでございます。

議案の第 37 号でございますが、先ほどの債務負担行為と対となっております、高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案でございます。

次に、132 ページをお願いいたします。

第 42 号、県有財産（(仮称)高知一宮団地造成事業用地）の取得に関する議案でございます。そして 135 ページの第 45 号、県有財産（(仮称)香南工業団地）の処分に関する議案でございます。両方とも財産条例の規定に基づいて議会の承認をお願いしておりますのでございます。

142 ページをお願いいたします。9月議会で御説明をしておるわけですが、協同組合サンモールの連帯保証人に関する訴訟につきまして、和解の専決処分を行いましたので、これを報告するものでございます。いずれのその他議案につきましても、後ほど担当課長から説明を差し上げたいと思います。

議案については以上でございますが、報告事項につきましては、毎議会報告しております、ふるさと雇用及び緊急雇用の2つの基金事業の執行状況につきまして、後ほど担当課長から御報告させていただきたいと思っております。

最後に、商工労働部の報告事項の資料の5ページでございます。

平成25年度、主な審議会等の状況でございます。

まず、経営支援課で所管しております、高知県大規模小売店舗立地審議会でございますが、10月28日に開催しております、審議会では届け出の店舗、新設1件につきまして、これはドラッグストアでございますけれども、その件について審議していただきました。交通、騒音など、周辺地域に配慮すべき事項については特段の意見はないといった答申をいただいております。

その下でございます。雇用労働政策課で所管しております職業能力開発審議会を10月24日に開催いたしました。この審議会では、平成23年度に策定しております、職業能力開発計画及び高等技術学校の訓練のあり方につきまして、執行部から現在までの取り組み内容などを御報告しております。委員からは、高等技術学校の中途退校の防止や就職率の向上のため、取り組みを継続して実施していただきたいといったこと。また、学校の広報面での強化について御意見をいただいております。

私からは以上でございます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈経営支援課〉

◎三石委員長 まず、経営支援課の説明を求めます。

◎亀井経営支援課長 私からは、高知県が当事者である和解の専決処分報告につきまして御説明させていただきます。

委員会資料、議案補足説明資料の赤いインデックス、経営支援課をごらんください。議案のほうは資料③の定例会議案（条例その他）の142ページ、議案説明書は資料④の15ページでございます。これは9月議会で議決いただきました協同組合サンモールに貸し付けました高度化資金の連帯保証人の長男を相手とします訴訟に関するものでございます。安芸市の協同組合サンモールの連帯保証人が自己の所有する不動産を長男に売却し、当該不動産の所有権を移転したことは債権者である県に損害を与える詐害行為に当たるため、不動産の売買契約の取り消しと抹消登記を求める訴訟議案を9月議会で議決いただき、提訴の準備を進めていたところでございますが、相手側から和解案の提示がございまして、

その内容を検討しましたところ、和解に応じることが債権回収を図る上で有利であることから、和解に応じることの専決処分を行いましたので、報告させていただきます。

今回提示のあった内容は、相手側から和解金額としまして 500 万円を支払おうとするものです。議案補足説明書の 7 ページをごらんください。左側で訴訟を起こした場合の県の回収額を試算し、右側で和解した場合との比較検討をした内容をまとめております。まず訴訟の場合ですが、県の回収額は 358 万円と見込まれます。左側の訴訟の場合の欄をごらんください。予想される県の回収額は、裁判の結果、提示されます価格賠償額から訴訟に要した費用を差し引いたものとなりますが、その際の当該不動産の評価額は口頭弁論での終結時点で再鑑定を行い算出されることとなります。平成 24 年に行いました当該不動産の鑑定評価額は 2,769 万円ですが、地価は低下傾向にありますので、これに平成 25 年の地価変動率を乗じて現時点で再評価しますと 2,589 万円と評価されます。これから正当性の認められる支払いとしまして、先順位抵当権者である高知銀行へ 2,013 万円の支払いと、安芸市への固定資産税 98 万円の支払いが差し引かれます。さらに、訴訟費用としまして、不動産の鑑定費用 30 万円、弁護士費用 90 万円が見込まれ、県の実質的な回収額は 358 万円と試算されます。一方、相手側からは解決金としまして、500 万円の支払いが提示されたことから、比較検討の結果、和解によることが県にとっては債権回収上も有利と判断し、県の顧問弁護士にも相談したところ、同様の意見をいただきましたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決を行い、11 月 19 日に和解契約を締結しました。なお、解決金 500 万円は、11 月 26 日に県に納付されていることを確認しましたので、県は和解契約の内容に従いまして、当該不動産に係る処分禁止仮処分命令申し立てを取り下げる手続を進めております。また、今回の和解によりまして、小谷昇氏が連帯保証人であることに変更ございませんので、他の連帯保証人と同様に引き続き返済を求めていきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎三石委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 企業立地課からは、3号議案の流通団地及び工業団地造成事業特別会計 12 月補正予算。その他の議案といたしまして（仮称）高知一宮団地造成事業用地の取得に関する議案と、（仮称）香南工業団地の県有財産処分に関する議案の 3 件を提出しております。一括して御説明させていただきます。

資料②の議案説明書（補正予算）の 187 ページと、今回の補正に関連する資料がござい

ますので、お手元の青いインデックスで商工労働部と記載されました議案補足説明資料の赤いインデックスの企業立地課のページをお開きください。

今回の補正予算は、現在開発中の（仮称）高知一宮団地に係る用地取得費と用地測量費でございます。補足説明資料の1ページをごらんください。（仮称）高知一宮団地の位置図でございます。次の2ページをお開きください。用地取得範囲を示した図面でございます。一宮団地につきましては現在詳細設計を行っておりますが、資料の色づけをしてある範囲で用地取得を行うもので、用地費が4億2,973万8,000円、立木等の補償費が797万円、合計で4億3,770万8,000円に加えまして、一宮団地南側の斜面に一部不安定な箇所があり、その対策工を行うために必要な用地測量費として1,066万4,000円を計上しております。合計で4億4,837万2,000円を補正予算に計上いたしております。なお、この事業は、高知市との共同開発でありまして、用地取得及び用地測量業務につきましては高知市に委託いたします。費用につきましては2分の1ずつとなりまして、今回計上している予算額につきましても、それぞれ総額の2分の1となっております。

次に、その他議案の県有財産（（仮称）高知一宮団地造成事業用地）の取得に関する議案について御説明いたします。資料③（条例その他議案）の132ページをごらんください。一宮団地の用地取得につきましては、高知県財産条例第2条の規定に基づく議会の議決に付すべき財産の取得に該当いたしますので、県有財産の取得に関する議案を提出いたしております。土地の所在が高知市一宮字大坂4786番1ほか17筆以内、面積が12万8,030.28平方メートル以内で用地を取得するものでございます。

次に、資料④（条例その他）議案説明書の12ページをごらんください。先ほど御説明いたしました、18筆以内の土地を予定金額8億5,947万6,015円以内で高知市に委託し買い入れることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。この予定金額と、先ほど御説明しました補正予算額との差につきましては、用地取得業務は高知市と共同で実施いたしますので、補正予算は県・市それぞれ持ち分に当たる2分の1になりますが、取得議案の予定金額につきましては総額となっております。一宮団地につきましては、設計及び用地取得を今年度中に行いまして、関連事業とあわせて、平成26年度中に造成工事に着手し、平成27年度中の完成を目指しております。

続きまして、その他議案の県有財産（（仮称）香南工業団地）の処分に関する議案について、御説明いたします。補足説明資料の3ページの団地の概要等をごらんください。また次のページ以降に香南工業団地の位置図と分譲地の図面を添付いたしておりますので、あわせてごらんくださるようお願いいたします。香南工業団地は香南市香我美町上分に位置しておりまして、分譲地部分の海拔は60メートルを超えております。また、空港までは20分以内、東部自動車道の香我美インターチェンジまでは10分以内と、安全安心でかつ大変良好な立地環境となっております。造成面積は約13ヘクタールで分譲地は2区画、約

8ヘクタールとなっております。補足説明資料5ページのピンク色で着色している部分が分譲地でございます。公共施設は資料の黄色で着色している部分であります、県道からの侵入路及び場内道路のほか、調整地が1カ所、広場緑地が8カ所でございます。事業費は、団地造成事業費10億8,400万円で、道路など関連公共事業費は11億3,100万円となっております。

次に、財産処分の対象地でございますが、団地の概要資料に記載しておりますように87筆ございまして、これらの土地は全て香南市との持ち分2分の1となっております。所在地は、香我美町上分字恋ノ袖3,895番3ほか86筆、面積は資料図面のA区画が6万3,072.16平方メートル、B区画は1万6,396.95平方メートル、合計7万9,469.11平方メートルでございます。土地代金は県分でございます、6億205万7,978円でございます。また、分譲地の単価につきましては、道路など関連公共事業費を除く団地造成事業費をもとにいたしまして、鑑定士の意見を聞き、香南市と協議の上、平米1万5,100円、坪約5万円に決定いたしました。

資料③（条例その他）議案の135ページをごらんください。香南団地の土地処分につきましては、高知県財産条例第2条の規定に基づく議会の議決に付すべき財産の処分に該当いたしますので、県有財産の処分に関する議案を提出いたしております。土地の所在が、香南市香我美町上分字恋ノ袖3,895番3ほか86筆以内、面積が7万9,469.11平方メートル以内で、県が所有している持ち分2分の1を処分するものでございます。

次に、資料④（条例その他）議案説明書の13ページをごらんください。先ほど御説明いたしました、87筆以内の土地を予定金額6億205万7,978円以内で処分することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。また処分対象の87筆につきましては、今後、A、Bそれぞれの区画で合筆を行いまして、分譲開始までにはA区画及びB区画の2筆になる予定でございます。

続きまして、（仮称）香南工業団地の分譲方針について御説明いたします。補足説明資料の6ページをごらんください。

香南工業団地は、県内企業の生産活動への波及効果や雇用の拡大を目的として整備したものでありますことから、その趣旨に基づき分譲を進めることといたしております。まず、資料左側の上から2つ目の区画の面積・価格についてでございますが、分譲開始時には完成時の2区画を7から8区画、面積では1,800坪から4,500坪程度に分割する予定でございます。これによりまして、分譲希望企業は希望する箇所を選択の上申し込みを行うこととなります。なお、申し込みの窓口につきましては、県は企業立地課、香南市は商工水産課を予定しております。また、価格につきましては先ほど御説明しましたとおり、坪5万円程度を見込んでおります。次に2つ下の対象企業でございますが、新たな雇用の創出や製造品出荷額等の増加に寄与する製造業を分譲対象企業といたしております。その下の譲

り受け人審査でございますが、今回の分譲は公募方式を予定しておりますことから、公募期間終了後、地域への貢献度、事業計画及び雇用創出の実現性などをポイントとして審査を行いまして、譲り受け人を決定していきたいと考えております。次に、資料右側の今後のスケジュールでございますが、今議会で処分議案の議決をいただきますと、来年1月下旬をめどに公募を開始いたしまして、審査を経た後、今年度中には引き渡しを開始したいと考えております。

以上で企業立地課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 一宮のほうですけれども、先ほどの御報告の中で、南側に一部脆弱な部分があったとおっしゃっていましたが、この図も使って、もう少し詳しく説明していただけますか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 一宮団地の南側にのり面がございます。ここの団地がもともと蛇紋岩の採石跡でございます。それで切った後、斜面に緑地とか構えておりましたけれども、そこはずっと風雨にさらされている中で蛇紋岩の崩れが見受けられますので、その部分を補強したいといったことでございます。

◎吉良委員 その南側には団地があるのかな、大分離れているのかな。そこら辺はどんなになっているんですか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 斜面对策工は団地に入居する企業のためだけのものございまして、住宅からは遠く離れておりまして影響はございません。

◎吉良委員 大分離れているよね。わかりました。

◎横山委員 資料の6ページを中心にして説明を受けたいですが。今回、香南工業団地の分譲面積が8ヘクタールという、最終的にはそれが商品になろうと思うんです。坪単価が5万円ですが、県と香南市が合算をして、土地の取得から始まって、全体的な工事費を積算されていると思うんですが、坪単価5万円との関係はどうなりますか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 団地を整備するときに、我々、企業の価格のニーズを最初にある程度予測します。それで、この団地を通常に特別会計で全部やれば、先ほど申し上げましたけれども、一般関連公共事業、例えば、道路であるとか調整地とか公園というものを全て特別会計でやると5万円というのは実現できないです。

◎横山委員 それはそうだけれど、5万円で全部を売却してどれだけになって、どれだけの差額があるか。ということは、県とか香南市の思いがやっぱりその数字の中に出てくるでしょう。それはどういうことか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 全体としては、先ほど言いましたように20億円近くかかっているわけですが、それで公共事業の部分を除いて、特別会計でやった分が10億円余りですので、その分の経費をできた面積で割っていくと5万円弱になります。

5万円で売るときには分譲のための期間、例えば数年かかるというのを想定して、それに金利を乗せます。それで、5万円であれば、特別会計はペイを十分するという判断でございます。

◎横山委員 説明を聞くとなるほどと思ったわけですが、今後の、高速道の隣接地の工業団地造成の見本になると思うんですよ。今回5万円でやって、全てできれば早い機会に売却したいということがまず第一だろうと思うわけですが、大阪で10月あたりからPRをして、ここへすばらしい工業団地ができて、海拔60メートルですので、地震は仕方ないが津波の心配はありませんよというコマーシャルを入れていると思うんですが、説明会等の状況というのは、たくさん希望者が来てくれて説明会をしたとか、あるいは、なかなか県の思った形の人が集まらなかったとか、説明が十分でなかったとか、あるいは、説明会に来てくれている方の思いというのはどう把握されているのか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 大阪の新阪急ホテルでやりました。知事も出向きまして、そこで企業にプレゼンテーションを行ったんですけども、128社がお見えになりました。その中には、直接こういった工業団地に来たいといった思いだけの人じゃなくて、高知県の今の取り組みであるとか助成制度であるとか、高知県のほかの団地、もしくは高知県での事業、計画等に関心のある方、ゼネコンの方も含めまして、さまざまな方が来ておりました。そんな中からは複数の企業からこの団地に関心をいただきまして、どんな分譲要領になるのかとか価格はどれぐらいだろうかといった御相談もいただいております。ただ、ある程度の区画の大きい工業団地というのは、今のところ、これが唯一になります。だから、製造業で高知県に貢献できるような企業を今後十分吟味して、急いで売りたいのはやまやまだけでも、やっぱり選んで処分していくことも大事だろうと思っております。

◎原田商工労働部長 補足ですけども、具体的にはこの議案の承認をいただいた後に正式な説明に入ることとなります。

◎横山委員 大阪のほうで知事も出席して、そういう説明会をしたわけですので、たくさん希望者が来てくれていたと。そしたら、その人らの期待に応えるために県としてもいろいろ条件整備をしていると。また、この土地を買ったら別の事業の中で補助金が出るんじゃないだろうかと思うんですが、こういう工業団地は、今、高台という形を考えたら、最高の分譲地になると思いますし、今までの事例からいったら、工業団地をこしらえたとしても余り売れてないですよ。以前ずっと企業誘致で取り組んできた工業団地の造成というのは、私自身の感じとしたら、余り結果が出てないと、そんな心配があります。それと、今回これを契機として、県下に、高台の道路整備されたところという計画が議会の答弁等の中でなされているわけですが、大体の話があるところで結構ですので、見通しというのは今どうなっていますか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 ことしも南国市、四万十町で調査を行っております。

す。調査の結果を受けまして、それと地元の合意状況とを見定めて、できれば来年の当初予算で一定着手できるように努力したいと思っております。

◎横山委員 この間、この委員会と高知県工業会といろいろ意見交換会とかをやったんですが、そんな中で、工場が何カ所かに分散されてあるところ等について、経営者の理念ですので、絶対これはいけないとか悪いとかおかしいとかの話じゃなしに、工場が分散されて、今持っている工場は借地だと。借地で3カ所に分譲されているけども借地が一番いいと、その会社にとったらです。私から見たら、どこか工業団地へ移っていただいて、そこで大きな規模の操業をしていただくほうがコスト計算をしたら効率的と思うんですが、そこらあたりがそれぞれの企業のやっぱり経営感覚ですので。それはそれとして、今までの分譲団地というのはほとんど、坪幾らとかいう形で売却しているわけですが、いろいろな説明会の中で借地にしてくれないかと。借地にすれば借地料を年間税金で払ったらいいいわけですので、コストの削減になるし、当初の投資の減額にもつながると思うんですけども、そこらあたり私自身は借地という方法も売却する一つの方法として考えるべきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 私どもも借地というニーズがあることは十分承知しています。今回、私どもはこの団地に立地していただきました企業には、我々の既存の補助制度を利用して、例えば、土地に対する20%ぐらいの補助金があります。それと、香南市もこのたび土地に対する10%の補助金を用意することになりました。それで、実際この土地5万円が3万円台に多分なるんじゃないかと思っておりますので、できれば一括で買っていただきたい。特別会計は借金でやっておりますので、そこは御理解いただければ。

◎原田商工労働部長 そういう選択もありますが、今回はもう取得で、譲渡でやっていただきたいという考え方です。

◎横山委員 そこらあたりの企業と県の考え方というのは見解の相違があるかなと思って、県下の工業団地を売るためには、売れなかったとしたら貸しますよということで企業に来ていただく方法も一つ考えるべきじゃないかという思いで話をさせてもらっておりますので、そこらあたりひとつよろしく。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 流通団地のほうは今借地で企業にお借りいただいております。そういったことも今後の企業のニーズを踏まえて検討もさせていただくということでよろしくをお願いします。

◎森田委員 横山委員がなかなか団地を構えても売れないところがあってと言うのはどこを想定して言っているか大体わかったけれど、だけど構えすぎでは構えすぎと言われて、なくなってきたらどうしよらと言われて、御苦労さま。それはそうだけれど、一宮団地は時代背景として、非常に高台指向で、もうウの目タカの目で、オファーがいっぱいかかっていると。この土地でどれだけ育つか知らないけれど、ここへもうちょっと集積させる努

力。競争率がすごくなってくると思うんですよね。長期浸水地域の人なんかは、BCPの観点から、いつごろどんな形で分譲始まるだろうといっぱい聞くわけよね。当然、団地としての集積効果も上げたい、だけど東半分のほうにはいっぱい土地がある。当然、個人の持ち物だけ。これなんかも供給するには非常にでき合いの土地がいっぱい。ここもそうやけど、BCPを含めて、あと周辺をやればすぐに分譲ができる。高知県の産業振興計画というのは、事業家だとか遊休地を持っている人なんかに応援してもらいながら、個人の資産だけれど、活用できるようにならないものだろうか。だって、ばっと見ただけで東のほうにどっさり土地がある。私もうろ覚えだけれど、最近見たことないけれど、土地はあいている。やっぱり企業用地を供給する立場としては、割高になっても政策判断をしながら、産業振興計画という大きなお題目があるし、県内のそういった事業家にも協力してもらってちゃんと集積効果を出す。BCPの観点からいっても、非常に高台でもあるし、それから、のり面は弱いかもわからないけれど地盤そのものは固い。それから、高速アクセスなんかも、私は非常にいいと思う。そういう意味で、せっかく、我々から見たら隣接区域においしい垂涎の土地があるのに、ここら辺の努力よね。それは将来、あるいはもうちょっと広げられるんだったら、近傍に集積効果を上げられるような土地も視野に置いているのかどうか、そこら辺はどうですか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 東側につきましては、土地の状況調査、それから地権者の方々からお話を若干聞いております。共有地ということでございまして、全員の同意が必要という問題がございますので、それを何としても私ども御理解を賜りたいということで、これからそちらのほうに向かって可能な限り広げていきたいという思いは持っております。近傍のところの情報はいろんな方からお話も聞いておりますけれども、当面、今考えているのは、西半分をとにかく仕上げ、東側の地主さんの御了解をもらいながら、その周りについては、地権者、住宅とかいろいろな問題がございますので、そういったものは、十二分に把握する必要があるところでございます。

◎森田委員 どこも土地取得からいうと随分時間がかかって、その後に造成だとかいっぱい時間かかることからすれば。それから、企業用地としては非常に適地、早いこと供給できる、BCPでもう本当に手を挙げて、どこかこういう適地があったらという思いの人が山ほどおることを思うと、この東の隣接地は、私はもっと汗をかくべきだと。我々も、知事の言う産業振興計画もあるし。共有地がどっさりあって判をいっぱいもらわないといけないけれど、土地を取得するに当たっては当然のことだから。でき合いの土地でもあるし。ここら辺は割高になっても政策判断をする、汗をもっとかくと。そんなことを私は思ったんですけれど。だけど、せっかくこうやって地図をもらったのに残念なのは、スケールがあったら何ヘクタールぐらい育つのかなと思うけれど、北と南しかわからないから。昔には資料をもらっているかもわからないけれど、分譲対象が何ヘクタールぐらいになるとか

というのは、こうやって土地をやるときにはスケールがあつたらあらかた判断できるから。どうぞまたその視点も。ぜひ頑張ってください、これね。

◎吉良委員 関連して。この県道の整備は、順次、一宮のほうから進んでいるけれども、相当期間が長くかかっているんですね。やっぱり団地ができるということはその下の団地を含めて、非常に急カーブもあって、出入りが常に危険が伴う場所ですよね。その整備状況をどう考えているか、土木部と県道の整備事業についても、どこまで確認しているのか。この団地そのものの造成期間を含めて、そこら辺のことを御報告願えますか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 県道につきましては、下のしなね様のところから上がっていくところについて、もともと土木部が事業計画を入れております。それと、入り口の改良工事を私どもの事業でやろうとしております。県道を順番に上へ上がっていただいておりますが、その途中の土地の構造、それから地権者であるとか文化財とかがありまして、その問題を一部クリアしないと、いつまでにやるということが申し上げられない状況とお聞きしております。ただ、土木部としては地元説明に入りながら順次整備計画を立てておりますので、我々も土木部にお願いしていくという形にはなっております。

◎吉良委員 非常に困難な地域なので、ぜひ造成を見越して、県道の通行人の安全確保を図るように要望しておきます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎三石委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎近澤雇用労働政策課長 雇用労働政策課からは、第1号議案、「平成25年度一般会計補正予算」、その他議案として第37号議案、「高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案」の2つを提出しております。関連いたしますので、一括して御説明をさせていただきます。

まず、平成25年度の補正予算について説明をさせていただきます。議案説明資料②の82ページをお願いいたします。高知市布師田にあります、高知県立地域職業訓練センターの管理運営委託料に関する債務負担行為でございます。この後の条例その他議案の中でも説明させていただきますが、センターの指定管理につきましては、平成25年度中に受託団体との間で平成26年度から28年度までの3カ年の業務に関する基本協定及び年度協定を締結する必要があり、今回補正で2,074万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、条例その他議案について説明させていただきます。お手元の条例その他議案説明資料④の10ページ、議案のほうは議案資料③の127ページをお開きください。高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案でございます。高知県立地域職業訓

練センターの管理につきましては、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年間、県が高知県職業能力開発協会を指定管理者として指定し、業務の管理・運営を行ってまいりました。高知県立地域職業訓練センターは職業能力開発促進法に基づき、労働者などの職業能力の開発・向上を推進するため、各種職業訓練や教育研修を行うための施設として設置されまして、平成 23 年度に施設設置者であった雇用能力開発機構から県が引き継ぎを受けた施設でございます。一方、高知県職業能力開発協会は、同じく職業能力開発促進法に基づき、職業能力の評価と職業訓練の支援などを行うことで職業能力の開発の促進を図るために設置されました特別法人でございます。職業能力開発促進法においては、職業能力評価の公的な基準であります技能検定試験を行うことができるのは、県、または職業能力開発協会となっております。また、センターの利用の大半は、協会が実施する技能検定会場としての利用が占めておりまして、技能検定を円滑に推進するためにも、高知県職業能力開発協会を指定管理者とすることが最も適当であると判断をしております。センターの管理運営につきましては、平成 26 年 3 月に指定期間が満了するため、引き続き、高知県職業能力開発協会をセンターの指定管理者の候補として選定し、このたび、指定管理者の指定についての議決をお願いするものでございます。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、商工労働部から 1 件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにいたします。

「あったか高知・雇用創出プラン」の執行状況について、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎近澤雇用労働政策課長 雇用労働政策課から引き続き御説明をさせていただきます。

「あったか高知・雇用創出プラン」の 12 月 1 日現在の全体計画の状況、及び 9 月からの追加計画の状況について報告させていただきます。お手元の商工労働部報告事項の雇用労働政策課の赤のインデックスをお開きいただきたいと思います。ふるさと、緊急の両基金事業の総括表になっております。表の上の部分のふるさと基金事業につきましては、これまでも御説明しておりますが、平成 24 年 9 月で事業を終了しており、3 年 6 カ月のトータルで、事業数が 312 件、新規雇用数 1,050 人、事業費 65 億 8,029 万円の実績となっております。緊急雇用創出臨時特例基金事業について、下の表の右下の合計欄をごらんください。平成 26 年度の事業計画を含めまして、事業件数 3,080 件、新規雇用 1 万 2,921 人、事業費

151.7 億円余りとなっております。表の左上の枠をごらんいただけますでしょうか。あったか高知・雇用創出プランの雇用目標。平成 21 年から 26 年度の 6 年間で 1 万 4,000 人に対しまして、両基金を合わせまして 1 万 3,971 人の事業計画となっております。

次のページをお開きいただけますでしょうか。緊急雇用事業による追加の事業計画を御報告するものです。さきの 10 月の委員会で御報告いたしました以降に新たに計画いたしました事業でございます。起業支援型地域雇用創造事業で、9 月から 11 月に県事業で 6 件、市町村事業で 28 件、合わせて 34 件、新規雇用者数 96 人となっております。このページから 3 ページにわたりまして計画を載せておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。起業支援型地域雇用創造事業につきましては、12 月以降に予定しております計画を含めると、国の配分額全額を事業化できる見込みとなっております。今後も着実に事業を実施してまいりたいと考えております。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎田村委員 起業支援型地域雇用で公募があつて、届け出してもらっても一旦基準には届かないと。その後、もうちょっとしたら追いつくという企業への支援ですか。そうしたものはもう基準にいかなかったからだめだよというんじゃなくて、掘り起こすということについての対応は特にやってないですか。

◎近澤雇用労働政策課長 一度お申し出をいただきまして、市町村の場合は、市町村の段階で審査会または専門家の意見を聞いた上で、県に事業を上げてこられますので、そういった事業につきましては市町村がフォローしていただいていると思います。また県が直接受けました事業につきましては、一旦取り下げがありましても、担当課のほうで引き続きフォローしていただくようお願いしております。

◎田村委員 その他の基金もそうですけども、一応区切りがついた後、やっぱり追跡とか、あるいは届かなかったところへの追加の支援とか、そうしたことでバックアップしていくということがないと、県としては、力をつけさせるのにそういう配慮も、応募者が多いということからすれば、意欲を持った県民の中にはおると思うので、これから追跡の支援とか、そうしたことも配慮するとか考えるとかいうことで、前を向いて引っ張り上げていただきたいと思うんですけど、そこらあたり少し考えていただけませんか。

◎近澤雇用労働政策課長 私どもは雇用の創出を最も大きなミッションとして持っておりますので、一つの基金事業に漏れましてもほかの事業でフォローできないかといったことで雇用の創出につながらないかどうかということは常に念頭に置いて取り組みをしておりますので、適当なほかの事業があれば当然御紹介いたしますし、また、私どもの基金事業で新たに創設される事業などにつなげられるものは、もう少し期間をおけば新しい事業が入りますので、そのときに再検討させていただくという取り組みも柔軟に対応させていた

だきたいと思っております。

◎田村委員 届かなくても盛り上がってきているというか、芽が出てきておるので、そうしたものに対する対応を重ねてひとつ、ぜひともお願いします。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前10時から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(14時04分閉会)